

## 学校の運動施設に及ぼした学校衛生論の影響

### —三島通良の小学校屋外運動場に関する提言と その法令基準への影響の可能性—

谷 釜 了 正\*

(昭和 55 年 12 月 1 日受付)

### A Historical Study on the Influence of Dr. M. Mishima's Theory of School Hygiene on the Standards for Establishing the Playground of Elementary Schools in Japan

By Ryosho TANIGAMA

In 1899, the standards for establishing the playground of elementary schools in Japan were enacted by Ministry of Education. In the provisions of the standard for elementary school facilities and its by-law were prescribed the following five conditions: a) the form of a playground should be square, b) the space of more than 1 or 1.5 tsubo (c. 6×6 ft) per child should be considered for a playground, c) a playground should be in the sunshine, d) the surface of a playground should be flat and e) there should be trees around a playground.

In this study, I would like to point out some conditions were under the influence of Dr. M. Mishima (1866-1925), because he was a government official of Ministry of Education and made a special study of school hygiene. The materials for this study consisted of the books and reports of school hygiene published by Dr. Mishima and his monographs and articles written for magazines of medicine and education.

Following results were obtained: 1) Dr. Mishima's opinions of the standards for establishing the playground based on his theory of school hygiene did not exert influence on conditions a); b) and d), while 2) his opinions had influence on the conditions c) and e).

#### I. 本研究の意義と課題

明治 20 年代後半から 30 年代初頭にかけて学校衛生および学校施設に関する法令が矢継ぎばやに制定された<sup>注1)</sup>。この一連の法令の制定は近代日本教育史においてわが国的小学校が一般に「学校」としての体裁と実質とを備えるようになってきたことを意味すると評価されているものである (1: p. 94)。これらの法令のうちでも学校の施設に関する法令を取り出し、それをさらに「運動」ないし「体育」の施設に関する法令として狭く捉えようとした場合には、岸野雄三氏によってその法令の制定が日本における

「近代」体育の着実な進歩の過程を示していると評価されている点に着目しなければならない (2: p. 392)。それは「体育施設基準の法令化」を「学校衛生」との絡みで捉えたもので、本研究の主題とも関係するからである。すなわち明治 32 年の運動施設に関する法令は国民皆兵の思想を背景とした国民体育の振興という目的の下でなされたものであるが、兵式体操の奨励という実践的なかたちばかりでなく、合理的な衛生環境と保健思想の徹底という面をも加えた改善策が試みられたものとして位置づけることができるとしているためである (2: pp.

\* 体育学研究室

391-2)。

さらにまたこの法令の位置づけは同時に運動施設の設置基準の捉え方を示したものであるとみなすこともできよう。すなわち氏の見解は「体育の振興」という面から運動(=体育)施設の設置の必要性とその構造上の問題が説かれるべきであるのみならず、「合理的な衛生環境の徹底」を計るために学校施設としての運動施設を問題にするという側面からもそれが捉えられねばならない、ということを示唆したものと解することができる訳である。したがってわれわれはこの時期の運動施設に関する諸問題を体育史研究の対象にしようとする場合には、運動施設それ自体を一方では「運動」施設としてその機能的な側面から捉え、他方では運動「施設」として学校衛生の側面から考察していくねばならないといえよう。本研究において学校衛生論の観点から運動施設を捉えようとした第一の理由はここにある訳である。

第二の理由は学校に附属する運動施設ばかりでなく「体育」も学校衛生の問題領域の一つに数えられているという点にある。まず体育が学校衛生の問題領域に組み込まれているという点についてだが、それは明治期の代表的な衛生学者三島通良が体育の奨励・促進に極めて熱心であったことからも知ることができる。すなわち三島が「衛生」を「金ヲ消費シテ健康ヲ保護スルトコロノ消極的衛生」と「人ノ身神ヲ強壯有為ナラシメ、従リテ以テ国家ノ富強ヲ臻スルニ足ルヘキ積極的ノ衛生」とに分け(3: p. 23), 後者の有力な手段として体育に期待を寄せていくからである(4: p. 3)。木村吉次氏が三島による学校衛生と体育との関連性を明らかにした上で、三島においては体育の奨励・促進という側面から運動施設の設置の必要性が説かれたとしているのも(5: p. 154), そのような事情によるものと考えられる。したがって「学校衛生」の枠内で運動施設を捉えようとする場合でも、その施設は機能的な側面と衛生的環境整備の対象としての側面とから考察されねばならない訳である。

このように「学校衛生」は近代日本の運動施設の史的考察において欠いてはならない視点を提供するものであるが、次いで本研究において三島通良と彼の学校衛生論を何故に取り上げたのかの理由について触れておきたい。周知のように三島は明治24年9月から36年12月までの12年4ヶ月にわたって文部省の役人(以下、官僚)として国の学校衛生の施策に尽力した。この間に学校施設および学校衛生に関連した法令が制定された訳であるが、三島の影響力の認められる法令も少くないといわれている<sup>注2)</sup>。もちろん官僚組織が確立していた当時において衛生学者としての三島個人の見解と職務上の見解とを区別することは困難である。そのため法令において三島の学校衛生論による影響が認められると解した場合でも、その多くは可能性を指摘するに留まるものであるといわねばならない。この点をふまえた上でも、青木正夫によって三島の影響力が認められるとされた二三の事柄を取り出し、それらの関連性を検討してみると、運動場の設置基準がもり込まれている明治32年制定の『小学校設備準則』の内容およびその法令の規制力の強化に三島の影響を認めることができるのである<sup>注3)</sup>。ここに運動施設に関する法令に視点を当て、その法令の持つ制度史上の意義を捉えようとする時には何よりもまず三島と彼の学校衛生論を取り上げねばならない理由を見い出すことができる。最後に本研究において運動施設を「小学校」の屋外運動場(以下運動場と略称)に限定した理由について述べておきたい。その理由は三島において「学校」とは何を指す場合が多かったのかと関連するのであるが、学校の種類によって運動施設の持つ機能が異なり、したがってその構造においても異なるとみなければならない為である。さて学校衛生の一般的な対象としての「学校」についてみてみると、三島は「下、幼稚園より上大学院に至るまで、人を集めて教授する所」として広く捉えながらも、学校衛生は「特に幼少柔軟にして、恰も軟塊熔鉱の如き、児童を教授する小学校に於て最も必要なるを認む」

と述べていることがわかる（12: pp. 16-7）。したがって三島にとって「学校」衛生とは主として「小学校」に向けられたものと解してよいだろう。このような事情から本研究では三島が論じた運動施設に関する見解の多くは小学校の施設に向けられたものであるとみなし、さらに筆者の運動施設に対する関心が屋外の運動場にあることと合わせて（14: pp. 265-79），三島の小学校の運動場に関する見解に焦点を絞り、検討しようとしたのである。

以上の着眼点に基づいて本研究では三島による小学校運動場の構造に関する見解をまず衛生的環境整備の対象として、次いで体育の手段としての体操・遊戯を実施するための場として捉え、検討するとともに、それによって得られた三島の提言の内容が法令として定められた運動場設置基準に対してどのような影響を及ぼす可能性があったのかについて明らかにしていきたい。

## II. 衛生的環境整備の対象としての運動場の構造

### 1) 採光法と運動場の取り方

校地内で運動場を設けようとする場合、その一つの条件として運動場の日当りの良さが問題にされる。三島の場合においても「凡ソ遊戯、体操場ニ充ツ可キ地ハ、学校ノ前後ヲ論セス、日当り能ク……」と述べているように例外ではなかった（13: p. 40）。しかしこの条件は運動場それ自体の設置条件としてみた場合には当を得た規準であるけれども、校舎の方位（=教室の方位）すなわち教室内への採光の問題が絡んでくると、運動場設置のための「日当り」の条件は「方位」の問題として扱われるようになる。

このことは三島が「屋外体操場と云ふものは、元来校舎に対する西南とか若くは西方に位置を置くのが宜い」とした上で、次のように述べていることからも知ることができる（16: p. 9）。

「今申しました所の方角は、詰り最も光線の量の多い方角でありますて、其光線の量が多い方角に体操場を置くと云ふのは、体操場

をして能く乾燥して、何時でも体操遊戯をするに便宜を與へることが出来る、日当りの宜い所に取るのが一つ、もう一つは校舎の光線を多量に得る方角に空地を造るのは、十分なる光線と空気とを入れるに便宜でありますから其方角に取るのであります。」（下線部 引用者）

このように三島にとって運動場は日当りの良さのみから問題にされるべきものではなく、校舎の採光法との関係からもその「日当り」が「方位」として問われねばならないものであった。この運動場の方位の問題に関して三島が折りに触れて論じているのもそのためである注<sup>4</sup>。

そこで次に三島において運動場の「日当り」の側面と校舎の「採光方位」とのいすれに重点がおかれていたのかについてみておきたい。以下に掲げる引用文は三島が「校舎衛生上ノ利害調査」と題して『官報』（明治 34. 4）に掲載した論文の中で「体操場」の方位を校舎の採光方位の観点から定めたものであり注<sup>5</sup>、したがっていすれに重点が置かれていたのかを知るための手掛りを与えてくれるものである（19: p. 191）。

「西南地方ニ於テモ亦体操場ヲ設クルハ校舎ノ南、西南、東南及西方ヲ可トスルコト他地方ト異ナルコトナシ或ハ曰ク之カタメニ地上ヨリノ日光反射ヲ受ケ教室内ノ温度ヲ昂カラシムル虞アラント反射ノタメニ熱ヲ増スノ虞アルモノハ其他先ニ於テ土台ヨリ一二間ノ地ヲ芝生又ハ草生地トセハ之ヲ予防スルコトヲ得ヘキヲ以テ憂フルニ足ラス却テ其体操場ノ所在ヲシテ上記ト反対ノ方位ナラシムルトキハ夏時ニ於ケル風通ヲ妨ケ依テ生徒ヲシテ炎熱ニ苦マシムルコト彼ノ反射熱ニ勝レリ故ニ体操場ノ位置モ南方ナルヲ可トス」（下線部 引用者）

この運動場の方位に関する説明によると、教室内での炎熱や通風性が主として問題にされているのであって、下線部にあるように運動場の方位自体は「副次的」に扱われていることがわかる。このように三島においては運動場の方位

は校舎の採光方位を優先した上で、南方、西南方、東南方および西方が良いとされているのである。このことは三島が教室の採光方位について「本邦ニ於テ教室ノ方位トシテ可ナルモノハ一ニ南方、二ニ西南方、三ニ東南方、四ニ西方トシテ南方ヨリ西ニ至ル百三十五度ノ間ナリト信ス」と述べているように(19: p. 191)、教室ないし校舎の採光方位と運動場の方位とが完全に一致していることからも推し測ることができよう。

次いで上述の解釈をより一層明確にするために、教室の採光方位が問題にされねばならなかった三島の理論的根拠を明らかにしておきたい。その方位の問題が教室への多量の光線を取り入れるためのものであるとすれば、上掲の方位の一つに「東方」が組み込まれねばならないと考えられる為である。いうまでもなく三島は教室内へ多量の光線を取り入れるべきであるとする。その理由は第一に日光には有効な「全身ニ及ホス影響」があるばかりでなく、「淨氣作用」や「滅菌作用」などがあるので、人間の生活に欠くことができないとしていること(19: p. 147)、第二に教室内に日光の射入がない時には児童が書籍を明視せんとするに当り顔面を机に近づけることになるので、児童を近視眼、脊椎弯曲症および内臓疾患におとし入れることになるとしていることを求められる(12: p. 81)。しかしそれでもなお三島にとって東方は避けねばならない方位であった。もしも教室の方位を東方に選んだならば、「朝日ハ輝キ来リテ室内ニ反射シ忽チ頭痛、眩暈ヲ発セン」という弊害が生じるからである(20: p. 33)。ただしその弊害は西方に取った場合でも「夕日ノ為ニ同様ノ不便ヲ來タサン」ものであった(20: p. 33)。しかし三島においては西日が問題にされねばならない時間帯までに授業が終了している学校では西日を問題にする必要がなかったので<sup>註6)</sup>、西方は衛生的方位のうちに組み込まれても良いものであったといえよう。

以上の理由によって教室の方位は学校衛生上避けねばならない東を除いて、南、西南、東南

および西が選ばれたとみなすことができる。したがって日当たりの良さが優先されてよいはずの運動場の取り方(=方位)として「東方」が除外されたのも、その取り方が教室の方位によって決定されたことによるといわねばならない。

最後にそのような採光法の観点(採光法自体は校舎の形状と直結する問題なのだが)から三島が運動場の方位を定めねばならなかった決定的な理由について立ち入っておくなれば、それは校地が狭隘であった点に求められよう。広い校地を確保することができたならば、ゆとりをもった校舎の配置が可能となり、したがって教室内への採光のための運動場の方位は特に問題にされなくともよいと考えられるからである。しかし三島が運動場用地の広さと絡めて述べているように(13: pp. 39-40)、当時の小学校の校地は狭隘であった。だからこそ教室内に最も合理的に採光しうるための方法が講じられねばならなかった訳である。その方法として障害物のない空地すなわち運動場を望ましい教室の採光方位の位置に取るべきであるとされたのである。このことから三島によって示された運動場の取り方は教室の採光方位の立場から論じられたものであるとみなすことができよう。

## 2) 植樹の効用とその配置

運動場設置のための重要な基準として、三島は後述の「幅員」(=広さ)とともに「日覆」の有無を考えていた。それは明治27年2月に三島自身が視察・調査した四国・山陽地方の学校衛生事項取調に関する報告書の中で「諸学校ノ設備ニ関シテ、衛生上ノ点ヨリ」批評しているのだが、運動場に関してはその批評の基準として運動場の「幅員」と「日覆」の有無をあげていることから知ることができるものである(13: pp. 97-8)。

それでは何故に「日覆」が三島にとって運動場設置の重要な基準でなければならなかったのであろうか。その理由をここでは三島が示した体操の目的それ自体に求めておきたい。三島はその目的を「一部に於ては、紀律を整調するの要あれども、蓋し全身の随意筋を運動し、血液の

循環を催足して精神の疲労を恢復し、身神の发育を帮助するにあり」と定義した後で、「若し体操にして、此目達を達する事に、障害ある事を認めなば、寧ろ之を廢するに若かず、而炎天に於て野外の体操を為す事は、児童の身神に有害なる事多ければ、寧ろ之を禁するに若くものなし」として(21: p. 18)、炎天下における体操を禁止しているからである。換言するならば三島にとって炎天の多い夏期においては「朝冷、有覆体操場、樹陰等日光の陰ある所のほか」で体操を課してはならないと考えられていたのである(21: p. 18)。したがって上掲引用の体操の目的を実現するためには、「日覆」は三島にとって運動場に必須の「設備」であったと解することができる。

次いでその日覆の役割を果すものとして何が想定されていたのかについてみてみると、三島が「(遊戯場の)周囲には草木、花卉を植え、又藤若くは葡萄の棚を設け、一には空気の清潔精神の爽快を得せしめ、二には以て暑時樹陰を作るに供す」とか(12: p. 263)、あるいは「(体操場ハ)樹木ヲ植エテ日光、風等ヲ防クニ便ナラムシヘシ」と述べている様に(( )内引用者挿入)(17: p. 12)、その役割は樹木(=「松、柏及ヒ落葉樹」(12: p. 30))、藤棚、葡萄棚さらには「葦簀」(14: p. 9)に求められていたと解することができる。またその日覆としての役割が期待された樹木を狭く「運動場の設備」として捉えるのではなく、「学校の設備」として眺め返してみると、その樹木に対して三島は「空気の清潔」「精神の爽快」<sup>注7)</sup>および「風の防止」などの効用、さらには西日の遮蔽(19: p. 148)なども同様に期待していたことがわかる。

これらの効用のうちでも運動場中での樹木の配置に照準を定めるならば、「風の防止」が取り出されねばならない。もちろん先に引用したように、樹木を運動場の周囲に植えることが原則とされていた。しかし「凜烈なる寒風」を防ぐことを目的とするならば、「風向きの方に、樹木を植付るは、又必要の一事項」となる訳であ

る(12: p. 32)。また校舎の採光法から樹木の配置をみてみると、上述の西日の遮蔽以外にも、「樹木校舎に近接するときは、光線の射入を妨くるを以て、注意せざる可からず」と述べているように(12: p. 30)、三島にとっては採光法上からも樹木の配置が考慮されねばならないものであった。このように運動場中での植樹は三島において確かに体操を実施する場として、あるいは空気の清浄化や精神の爽快という衛生の問題からして不可欠のものであったが、その樹木の配置(=植樹の位置)は防風対策および採光法上から決められるべきものであったといえよう。

### III. 体操・遊戯を実施する場としての運動場の構造

#### 1) 跳足の奨励と運動場地の造り方

運動場の構造を機能的側面から捉えようとする場合、運動場「地」の構造はどうあるべきであるとされていたのかは、興味ある問題である。もちろん運動場地の造り方次第では塵埃飛散を招くことになるのだから、学校衛生の立場では運動場地はむしろ衛生的環境整備の対象となる問題であるということもできる。しかしその問題は三島においては第二義的なもので、機能的な方面から運動場地を扱うことの方が優先されていた。このことは三島が運動場用の地面を「雨が降った位では、ぬからぬ丈に能くして置かなければならん」とした上で、次の様に述べていることから裏付けることができる(16: p. 9)。

「そこで体操場の一番宜いのは、下を大きな石で固めてそれに砂を入れ小砂利を入れるが一番宜い。さうすると水も引くし地面も乾いて居ることが出来る。併し塵が立つと云ふ憂がありますから、それは矢張撒水のやうなことをして拒くより仕方がない。」

すなわちこの引用文は、いつでも体操・遊戯を実施することのできる場として運動場地の造り方が説かれているのであって、塵埃飛散の防止を第一義的な目的として説かれたものではないということを示唆するものなのである。さら

にこの三島によって示された運動場地の造り方はいつでも体操・遊戯が実施できる状態を目指したものであるが、だからといってそれをもってして運動教材も念頭におかれていたとすることはできない。以下で明らかにするように、その造り方を説くにあたって念頭におかれていたものは児童が「跣足」で体操や遊戯を行うことなのである。

明治 26 年頃から学校内における草履使用の是非に関する問題が全国的に学校の衛生上の問題として論議されはじめていた。ためにいずれの地方からを問わず草履使用の利害に関する質問が文部省の学校衛生取調嘱託に任せられていた三島に寄せられてきた。上述の「跣足」での体操・遊戯の実施の問題とはそうした草履使用の利害如何の問題に対して三島が衛生学の立場から与えた解答の一つなのである (22: pp. 11-4)。そこでまずははじめに草履使用の是非に関する問題に対してどのような解答を与えたのかについてみておきたい。

「草履を穿つを是とする説」についてだが、その論拠は概ね ①草履をはかせると、確かに室内に塵埃が持ち込まれることになるけれども、跣足の場合に比べて大差がなく、したがってそれは禁止しなければならないほどの量ではない、②もしも跣足を可とすれば寒熱（霜雪、炎天熱石）に触れることになり、さらに往来の際には「石尖、釘頭、木片などの為め、外襲性の創傷を蒙る事」が多く、その実害は大きいとするものであった。これに対して三島は「非草履論者」の立場から草履使用不可つまり跣足を可とする見解を採用し、適切な対策<sup>注8)</sup> さえ講じたならば「生徒をして跣足のまま校舎に昇降せしめんとする」ことが可能であるとする。そしてその対策を講じた後ならば「生徒は草履を用ふるに及ばず、跣足にて校の昇降は勿論、通学、体操、遊戯共に之を行はしむ可し」と述べ、続けて「此れ實に日進衛生学の原則に適したる方法にして、無害有効の健全法なり」と結んでいる。

このような論拠から三島は体操・遊戯を行う場合も「跣足」でなければならないとした訳で

ある。したがって体操・遊戯を実施するための運動場「地」もこの「跣足」に対して適切な造り方がなされたものでなければならなかったといえよう。それでは三島にとってそうした適切な造り方とは具体的にはどのようなものであったのか。次に引用した運動場地の造り方に関する見解は上述の下線で示した適切な対策の一つとして講ぜられたものである (22: p. 14)。

「体操遊戯場は、小砂利、荒砂を敷くか、若くは、芝、雑草を植付る事、此は彼の塵埃飛散を予防するに最も必要にして、又た之が為に生徒の足蹠に外襲を蒙る事を避け得可し」

この三島による運動場の造り方に関する提言だけをみると、塵埃飛散の防止と足蹠に外襲を蒙る事の回避とのいすれに重きがおかれていたのかを知ることはできない。しかしこの提言が「跣足」対策として講ぜられたものであるということから、われわれは後者の方に重点がおかれていたことを知ることができる。したがって三島の運動場地の造り方は環境衛生の方面からではなく、機能的な側面から説かれたものであるといえよう。

## 2) 運動場の幅員とその用地確保の方法

前述したように、三島にとって運動場の「幅員」の問題は日覆とともに屋外の運動施設としての適否を判断するための重要な規準となるものであった。三島が幾度となく運動場の広さについて言及しているのもそのためである。表 1 は三島が理想とした運動場の広さとその広さの持つ機能的な意味を明らかにすることを目的として作成されたものである。ただし表中の D は明治 32 年の『小学校設備準則』において、また E は明治 32 年の『小学校令施行規則』において定められた運動場に関する条文を掲載したもので、文部官僚（ないし役人）としての三島の見解と衛生学者としての見解との異同を明確にするために挿入されたものである。

この立場から表 1 をみてみると、文部省による最初の運動場の広さの規準が定められた翌年（明治 34）に三島が文部省学校衛生主事の肩書で行なった東京府教育会常集会での演説内容＝

表1 三島通良の小学校屋外運動場の広さに関する提言

文献と年代	広さに関する提言の内容
A (25)	「チシレル氏ハ、一児童ニ対スル遊戯体操場ノ幅員ヲ、凡ソ每一人ニ二間平方トナセリ。而少クトモ町村立ノ学校ハ、千二百坪乃至三千坪ノ遊戯体操場ヲ備フ可シト称セリ」—p. 41—
B (26)	「又学校は、必ず遊戯場に充る空地を要す、其割合ハ生徒一人に対して、二坪以上かかる可らず。」—p. 263—
C (27)	学校は「生徒一人に対シテ、二坪以上ノ体操遊戯場ヲ備フ可シ」—p. 114—
D (32) (法令基準)	「体操場ハ方形若クハ之ニ類スル形状ニシテ其面積ハ」、次の「規定ニ依ルヘシ」 1) 「尋常小学校ニ於テハ生徒百名未満ハ百坪以上トシ生徒百名以上ハ一名ニ付一坪以上ノ割合トス」 2) 「高等小学校ニ於テハ生徒百名未満ハ百五十坪以上トシ生徒百名以上ハ一名ニ付一坪以上ノ割合トス但特別ノ事情アルトキハ生徒一名ニ付一坪マテニ減スルコトヲ得」 —p. 25—
E (33) (法令基準)	1) Dの 1), 2) に同じ。ただし「体操場」の名称が「屋外体操場」と変更されている。 2) 「尋常高等小学校ニ於テハ 児童百人未満ハ百五十坪以上トシ児童百人以上ハ尋常小学校ノ教科ヲ修ムル児童一人ニ付一坪以上、高等小学校ノ教科ヲ修ムル児童一坪半以上ノ割合トス但シ児童百人以上ニシテ高等小学校ノ教科ヲ修ムル児童百人未満ナルトキハ百五十坪ノ外全校児童中百人ヲ超ニル児童一人ニ付一坪以上ノ割合ヲ以テ増スモノトス」 3) 「特別ノ事情アルトキハ」 Dの 2) と同様に E の 2) も「一坪半ヲ一坪マテニ減スルコトヲ得」—pp. 74-75—
F (34)	1) DおよびEの運動場に関する規定の紹介 2) プロイセンでは 1883 年 10 月 23 日に「文部省令を以て屋外体操場の最少の面積と云ふものは四.五アール、…四.五アールと云ひますと、日本の百三十五坪程になりますが、それ丈は田舎の小学校でも体操場として備へなければならん、日本では百坪であります。」 3) フランスでは「田舎の小学校に於ても、少くも百五十坪の体操場を屋外体操場に置く、生徒一人に三坪の割合で其以上を増す、斯う云ふことを要求して居ります。」 4) ロンドンでは「小学校の設備上少くも三百坪の体操場を備へろと云ふことになって居る、…それですから倫敦の町の中で少くも三百坪の体操場を備へろと云って居る。」— p. 8—
G (35)	「又学校は必ず遊戯場に充つる空地を要す、其割合は生徒一人に対して、二坪以上かかるへからず。」—p. 279—

( ) 内の数字…提言のなされた年代(明治)

A および C ……三島通良:『学校衛生取調復命書摘要』、博文館、明治 28 年

B ……三島通良:『学校衛生学』博文館、明治 26 年(初版)

D および E ……教育史編纂会:『明治以降教育制度発達史』(第 4 卷)、教育資料調査会、昭和 39 年(重版)

F ……三島通良:「小学校に於ける体操場」、東京教育雑誌、第 137 号(明治 34 年 4 月)

G ……三島通良:『学校衛生学』、博文館、明治 35 年(第 8 版)

F は国によって定められた運動場設置基準が日本の国情からみて妥当であることを述べたものであるからして、官僚としての発言であるとみ

なすことができる。しかし確かに F の 2), 3) および 4) は D と F の基準が妥当であることを示すための方便として述べられたものであ

るけれども、その意図するところを逆に捉えてみるとならば、DとFの基準は衛生学者の立場からしたら不満足なものであることを表明したものとも解ることができよう。これに対してA, B, CおよびBの改訂版Gの内容は衛生学者としての見解であるとみなすことができる<sup>注9)</sup>。したがってこの表から三島によって理想とされた運動場の広さとは児童一人当たり二坪以上なければならなかったといえよう。

またここではAの見解の中で1200坪ないし1300坪の遊戯体操場という表現が使用されているにも拘らず、それ以外ではすべて児童一人当たり幾坪といった広さの算定基準となる表現が用いられている点に注目しなければならない。この広さの算定基準の使用は移動運動の実施を前提とする必要のない「教室」においては妥当なものと考えられたとしても、その基準によって算出された運動場面積の方は最も広い面積が必要とされる運動種目(教材)の実施のための広さを必ずしも満すとは限らないからである。したがって三島の場合に限らず、当該算定基準に基づく運動場の広さとはどのような種目を想定した上で割り出されたものであるのか、を問うことなしにはその広さに関する見解を十分に捉えたことにはならないといわねばならない。

このような観点に立ってみてみると、三島が表1のF-2)に関連して次のように述べていることは注目に値するものである(16: p. 8)。

「(プロイセンでは)四十人一学級の生徒を体操させる所が百廿坪、若し四十人の生徒をして同時に遊戯を為さしめる時には、其場所は四百五十坪面積を備へなければならんと云ふ風に規定してありますから、体操する丈のものについて(生徒一人当たり)三坪、遊戯をする時になるとそれの尚数倍の広さを備へなければならんと云ふことを規定してあって、之をドンドン行って居るのであります」(( )内引用者挿入)

このプロイセンにおける規定の紹介は運動場の広さを機能面から捉えたものであるということができる。しかしこの紹介の事実をもって

しても即座に三島による広さの算定基準自体が体操や遊戯を実施するに必要な広さから割り出されたものとすることはできない<sup>注10)</sup>。この理由については学校衛生学者としての三島が体育に何を期待し、その手段としてどのような体操・遊戯教材を求めていたのかという観点から検討しなければならないのであるが、スペースの関係上詳細に論ずることができない。そこでここでは運動場の「形状」に関する見解が三島には見当らなかった点を手掛りにして先の理由を明らかにすることとする。

学校の運動場の広さは最も広い面積が必要とされる移動運動教材および運動会等の学校行事とそれに参加する人数を想定した上で算出・決定されねばならない。それはこの方法によって確保された広さは運動場の機能の全てを満すことができるためである。その中でも移動運動を想定した上で運動「場」が考慮された場合には、「広さ」とともに「形状」も問題にされねばならないことになろう。このことは三島が遊戯の一つとしてあげている「ベースボール」(4: p. 4)あるいは小学校においても課すことになっていた兵式体操(三島はこれを課すことに対して懷疑的であったのだが(16: p. 4))を想定した場合には、それらを実施する「場」としての適否は広さと形状とによって判断されねばならないことからも了解することができる。しかし三島においてはその「形状」についての記述はみられなかった。このことは三島による広さの算定基準が移動運動を想定した上で導びき出されたものではなかったことの一端を示すものであると解してよいだろう。

最後に運動場用地確保の方法についてだが、児童一人当たり二坪以上という規準によって算出された面積は三島においては校地内で確保されねばならないものであった。このことについては、明治27年に文部省の学校衛生取調官として四国・山陽地方の学校の現況をつぶさに視察した三島がその時の報告者の中で、運動場の広さが十分に確保されていなかった原因を4点あげ、その第一の原因について次の様に述べてい

ことからも知ることができる (13: p. 115)。

「校地ヲ選択スルニ際シ、充分ノ幅員ヲ計ラス、ナオ校舎ノ設計粗漏ニシテ、建築物ノ配置穩當ナラス、為ニ空地ヲ有セサルモノ」

この引用文の中からわれわれは三島が「充分ノ幅員」<sup>注10)</sup>を有する校地内で「建築物ノ配置」を考慮するならば、運動場用の「空地」を十分に確保することができる、と考えていたと判断することができる。

#### IV. 結語——三島の運動場の構造に関する 提言が法令基準に及ぼした影響——

本研究の課題は三島の運動場の構造に関する提言を消極的衛生としての環境衛生と積極的衛生の手段としての体育の二側面から検討し、それによって得られた提言の内容が運動場設置のための法令基準にどのような影響を及ぼす可能性があったのかを考察するものであった。そこで運動場の構造に関する提言についてだが、その内容を検討した結果は次の通りである。

1. 運動場の方位は教室内に多量の日光を採り込むための採光法に基づいて決定され、南、西南、東南、西の順に取るべきであるとされた。

2. 運動場の植樹は炎天下における体操の禁止という立場から「日覆」の役割が期待されたのだけれども、学校全体の設備という観点から同時に風の防止としての役割も期待された。ために樹木の配置は教室内の採光を妨げない位置の「風上」が良いとされることになった。

3. 運動場地の造り方は運動教材の種類や塵埃飛散の防止という側面から説かれたものではなかった。それは体操・遊戯をいつでも行うことのできる地床の状態を期待しながらも、それを草履ではなく跣足で実施されるべきであるという立場から説かれた「跣足」対策の一つであった、ということができる。

4. 運動場の幅員(広さ)は児童一人当たり二坪以上とられるべきであるとされた。しかしこの規準は最も広い面積が必要とされる体操・遊戯の実施可能な広さを想定した上で割り出され

たものではなかった。また校地内においてより広い運動場を確保するための方法として校舎の配置の工夫が示された。

次いで以上の検討の結果にみられる三島の提言が法令基準にどのような影響を及ぼす可能性があったのかについて考察してゆこう。まずここで扱う運動場の法令基準とは表1の D および E、さらに D の補足として定められた『小学校設備上ノ注意』(普調、明治 32) 中の D 以外の基準すなわち②運動場は「平坦ニシテ日当リ好キ地面」であること、⑥「植樹」をなすこと、および④ D の広さの規準は「最小限ヲ示サレタルモノナレハ成ルヘク制限以上ノ地ヲ備フルヲ要ス」という基準をさすものとする<sup>注12)</sup>。

1. 運動場の方位に関してはすでに明治 25 年の「小学校建築図案」(文部省刊)において南方として確認することができるけれども、28 年の「学校建築図説明及設計大要」(文部省刊)では運動場の方位として南方および東方が示されているので (14: pp. 271-2), この法令に準ずる段階では三島の影響によると解することは困難である。しかし明治 32 年に「官報」で発表された三島の運動場の方位の規定は採光上の観点からなされた北側廊下説と南側廊下説との論争に國の立場から決着を付けるべく提示されたものであるので、④の「日当り」を「方位」の問題として捉えるならば、三島の方位に関する提言は法的規制力を強化するものであったと解することができよう。

2. 植樹とその配置については⑥の規準設定に影響した可能性およびその規準の法的規制力の強化の役割を果した可能性が認められる。その理由は明治 32 年の『小学校設備基準則』のもとになった「学校建築図説明及設計大要」において植樹が求められていないためである。

3. ④の「平坦」という規準と関係のある運動場地の造り方についてはそれが「跣足」対策として講じられたものであることから判断して、特に三島の影響があったとは考えられないといわねばならない。

4. 運動場の幅員については三島が理想とし

た規準が D の規準を上回るものであることから推し測ってみると、④に影響する余地が十分にあったと解することができる。

最後に、以上の 4 点は当該法令が制定されて以降の各地の運動場の定型化の実態を調査し、それによって得られたデータとの比較をしない限り十分に論議されうるものではない、ということを指摘しておかねばならない。この問題については筆者の今後の課題とし、別稿に委ねたい。

### 注 記

1) これに関する主な法令は次の通りである。

年月日 (明治)	法 令 の 種 類
27・9・1	小学校ニ於ケル体育及衛生ニ關スル件（文部省令）
30・1・11	学校清潔法（文部省訓令）
3・15	文部省直轄学校学生身体検査規程（文部省訓令）
31・1・12	公立学校ニ學校医ヲ置クノ件（勅令）
2・26	学校医職務規程（文部省令）
9・28	学校伝染病予防及消毒法（文部省令）
32・2・8	中学校編成及設備規則（文部省令）
2・9	高等女学校編成及設備規則（文部省令）
4・8	師範学校中学校及高等女学校建築準則（文部省訓令）
7・10	小学校設備準則改正（文部省令） [小学校設備上ノ注意（普調）]
33・8・21	小学校令施行規則（文部省令）

- 2) ここでは佐藤（1: p. 93）、木村（5: p. 146）、青木（6: p. 151）、能勢（7: p. 105）、木下（8: p. 209）、松平（9）、杉浦（10）および高津（11: p. 147）等各氏の見解をあげておく。  
 3) 青木正夫氏によつて明らかにされた事柄とは次の三点である：i) 明治 28 年に三島によって刊行された「学校衛生取調復命書」は三島が文部省の学校衛生取調嘱託として地方を巡回視察した時の文部大臣に宛てた報告書から成るものであるが、同年に文部大臣官房会計課から刊行された小冊子「学校建築図説明及設計大要」に影響を与えてゐる。ii) 明治 32 年に改正された『小学校設備準則』は内容的にはその小冊子をほぼ踏襲したものであることから、その小冊子に法的規制力を与えたものということができ

る。iii) 明治 31 年に制定された『学校医職務規程』は学校医の職務として採光、換気等の問題を調査し、視察簿に記入することを義務づけているので、32 年の設備準則の内容を質的に向上させることになった。以上の三点を考察してみると、i) と ii) によって間接的ではあるが、三島が『小学校設備準則』に影響を与えていいると解することができる。また iii) の『学校医職務規程』は三島の尽力によるとされていることから（15: p. 542），三島が『小学校設備準則』の法的規則力の強化にも影響を与えていると判断することができる。

- 4) 例えば三島は「体操場ハ校地ノ南、西南、東南等ノ方ヲ取ルヘン是レ後ニ述フヘキ採光ニ大ニ関係ヲ有スルカラテアリマス」（17: p. 12）あるいは「体操場ハ西南方又ハ東南方ナルヘシ之レ光線採取ニ便ナラシメンカ為ナリ」（18: p. 5）と述べるなど、運動場の方位を採光法との関係で扱っている。  
 5) この論文は西南地方（主として高知県と香川県）において主唱されていた南側廊下説に対して、校舎（=教室）の採光方位の観点から北側廊下説をとるべきだと主張したものである。またこの論文は三島が明治 33 年に命ぜられて四国地方へ出張し、実地調査した結果、校舎に北側廊下を設けるべきであるとして文部省へ報告したものであることから、校舎の方位ひいては運動場の方位の規定が以後一化することになった点において注目されてよい。  
 6) このことについては三島が東方を「Erismann ハ射光赫奕ニ過クルヲ以テ不可トセリ（本邦ニ於テモ亦然リ）」とした上で、「西方 Erismann 曰ク午後ノ授業ナキ学校ハ西方ニ面セシムルモ可ナリトス」としていること（20: p. 147），あるいは「ヘルマン、コーン」の『眼科衛生学』を引用して「西方ノ窓モ亦午後ノ授業ハ長カラサルモノナルカ故其必要ニ応スルニ足ルヘシ」としていることから判断した（20: p. 160）。  
 7) これと関連した内容についての三島の主張は次の通りである：「（一時間の授業が終了した後で）十五分時ノ遊戯時間ニ於テハ、児童喜悦シテ庭中ヲ歩走ス、眼ニ詠ムル緑紅ハ精神ノ疲労ヲ慰メ、且ツ之ヲ爽快ナラシメテ、次ノ課業ニ新鮮ナル記憶力ヲ蓄ヘシム」（13: p. 40, ( ) 内引用者挿入）  
 8) これについては本文引用の「体操遊戯場」の対策以外に、「床の張合せを精密ならしむる事」、「床面を平滑ならしむべき事」、「釘等の脱出せざる事」、「床は必ず雑巾がけをなす事」および「昇降口に足拭ひを備ふ可き事」があげられている。  
 9) 表 1 の A および C は三島が文部省の学校衛生取調嘱託の身で九州地方（明治 25）および四国・山陽地方（明治 27）を巡回調査した結果の

- 報告書の一部分である。しかしここでは学校衛生学者の立場から文部省へ提言したものと解した。
- 10) 明治 27 年の学校衛生取調報告書の中で三島は四国・山陽地方の「或ル学校ノ如キハ、漸ク全校生徒ノ四分ノ一ヲ体操セシメ得ルタケノ空地ヨリナキモノアリ」(下線部引用者)と報告しているのであるから(13: p. 115), 機能的な面から運動場の広さを扱っていなかったと断言しうるものではない。しかしこの場合でも本来なら本文後述のように「(普通) 体操」よりもむしろ「遊戯」および「兵式体操」の面から運動場の広さが論じらねばならないはずであると判断したことによる。
  - 11) 三島は校地面積について「生徒百人ニ付二百坪ヲ要シ其以上一人ヲ増ス每ニ二坪ヲ増加スルノ割合ニナスヘンシカシコハ極度ノ小数ヲ示シタルモノテアリマス」と述べているのだが(17: p. 12),これを根拠にして児童一人当り二坪以上の規準を満す広さの運動場をその校地内に取った場合には校舎用敷地がなくなってしまうことを指摘しておきたい。それ故に三島の意図した「充分ノ幅員」をこの引用の規準に求めるならば, 運動場の方は児童一人当り二坪以下の規準となねばならないといえよう。
  - 12) この『小学校設備上ノ注意』は青木正夫氏によれば「訓令」されたものとして示されているが,(6: p. 265), 筆者の参照した(埼玉大学の中村民雄氏の提供による)資料「教育法規類抄」(文部大臣官房文書課, 明治 32 年刊)では当該設備準則の「(参照)」資料として添付されたものとみなすことができるものである(23: pp. 72-74)。なお本文⑥の植樹に関する細則は次の通りである:「校地ノ周囲ニハ適宜落葉樹常緑樹ヲ交ヘテ栽植シ且牆柵等ヲ設クルヲ可トス然レトモ之カ為メ採光通風ヲ妨ケ又校地ヲ陰鬱ナラシメサル様注意スヘク殊に有毒植物ノ類ハ之ヲ避クルハ勿論トス」(23: p. 73)。

#### 引用・参考文献

- 1) 佐藤秀夫:「初等教育制度の確立 三 日清戦争後の制度施策」(国立教育研究所編『日本近代教育百年史 4』, 財団法人教育研究振興会) 1974, pp. 80-101.
- 2) 岸野雄三:「日本体育の発展」(日本体育学会編『保健体育学講座 V』, 体育の科学社) 昭和 46-5 版一, pp. 385-412.
- 3) 三島通良:「大日本教育会 夏期講習会ノ開会式ニ於テ」, 国家医学会雑誌, 第 100 号(明治 28 年 8 月 20 日), pp. 344-348.
- 4) 三島通良:「全国中学校長会議ニ於ケル演説」, 国家医学会雑誌, 第 141 号(明治 32 年 1 月 23 日), pp. 1-5.
- 5) 木村吉次:「近代学校と保健—三島通良の学校衛生と体育」(『日本近代体育思想の形成』, 杏林書院) 昭和 50, pp. 145-163.
- 6) 青木正夫:「小学校の建築計画史概観」(『学校 I』, 丸善) 1976, pp. 105-190.
- 7) 能勢修一:「近代学校保健の成立」, 鳥取大学教育学部研究報告(教育科学), 第 12 卷第 2 号(昭和 45 年 12 月), pp. 101-117.
- 8) 木下秀明:「三島通良の『学校衛生』観について」(『日本体育史研究序論』不昧堂), 昭和 46, pp. 209-214.
- 9) 松平昭二他:「『活力検査』から『身体検査』への移行における三島通良の役割」, 日本体育学会第 31 回大会号, 1980, p. 166.
- 10) 杉浦守邦:「三島通良」(1)~(18)), 学校保健研究, 1968 年 2 月~1970 年 12 月.
- 11) 高津 勝:「運動場開放の論理と展開—明治期の『国民体育』の構想と関連して—」, 山口大学教育学部研究論叢, 第 23 卷第 3 部(1974 年 3 月), pp. 147-160.
- 12) 三島通良:「学校衛生学」, 博文館, 明治 26 初版一.
- 13) 三島通良:「学校衛生取調復命書摘要」, 博文館, 明治 28.
- 14) 谷釜了正:「運動場の定型化の要因—小学校屋外運動場設置基準の法制化の過程(明治 5-32 年)に関する一考察」, 体育学研究, 第 24 卷第 4 号(昭和 55 年 3 月), pp. 265-279.
- 15) 石原喜久太郎:「学校医ノ職務規程」, 日本学校衛生, 第 3 卷第 8 号(大正 4 年 8 月), pp. 527-562.
- 16) 三島通良:「小学校に於ける体操場」, 東京教育雑誌, 第 137 号(明治 34 年 4 月), pp. 1-3.
- 17) 神保鍊太郎(筆記):「三島衛生主事講演 学校衛生」(『衛生学・教育学講話筆記録』, 成文社), 明治 31, pp. 1-37.
- 18) 「三島医学士講述: 学校衛生学講義 大意筆記」(『教育学・心理学・衛生学講義』), 明治 32, pp. 1-2.
- 19) 三島通良:「校舎衛生上ノ利害調査」, 官報, 第 5325-5327 号(明治 34 年 4 月 8~10 日), pp. 147-148, pp. 160-161 および pp. 190-192.
- 20) 三島通良:「学校衛生事項取調復命書摘要」, 文部省普通学務局, 明治 26.
- 21) 三島通良:「学校衛生小言(其五)(一) 小学校の夏期休業」, 教育時論, 第 331 号(明治 27 年 6 月 25 日), pp. 14-18.
- 22) 三島通良:「学校衛生小言(其四)草履」, 教育時論, 第 330 号(明治 27 年 6 月 15 日) pp. 11-14.
- 23) 「小学校設備上ノ注意」(文部大臣官房文書課編『教育法規類抄』), 明治 32 年 8 月, pp. 72-74.